

分担金・拠出金の名称		国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	6,436千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ICCの被害者信託基金(TFV)は、ICCローマ規程に基づき、2002年の第1回締約国会議において設立。TFVの任務は、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うこと。資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。日本は、2016年に拠出した約4万7千ユーロを性的暴力の被害者保護対策にイヤーマーク(任意で支払うもののうち、用途を指定して行う拠出)している。 (2)拠出に当たっての成果目標 我が国の拠出金により、紛争下における性的暴力被害者への支援を行うことを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該 機 関 等 の 活 動 ・ 組 織 に つ い て	1 当該機関等の 専門分野にお ける活動の成果 ・影響力	・TFVの活動は国際刑事法廷で扱われる事件の賠償・被害者支援であり、ICCを通じた国際社会における法の支配の促進に寄与するものである。特に、紛争下における性的暴力被害者の支援は主要な活動分野の一つである。 ・現在、我が国拠出金をもとにコンゴ民主共和国での紛争下の性的暴力被害者等を支援するプログラムが円滑に実施され成果を挙げている。TFVではこの他に、2015年からウガンダにおける被害者支援プロジェクトを開始したほか、2016年からは、ICCが有罪判決を出したコンゴ民主共和国の事件について、被害者賠償プロジェクトが開始、また、2018年からはコートジボワールで被害者支援事業を開始することがTFV理事会で決定されるなど、着実に事業を実施しており、2016年の支援プロジェクト数は14件、受益者は約10万人に上る。 ・TFVは、これらの活動状況をウェブサイトで公表している。 ・TFVの活動はICCに係属している事件の被害者に対する賠償・支援を独自に行うものである。 ・日本は、2012年以降TFVの理事を輩出すると共に、2014年以降は任意拠出を行っている。				
	2 当該機関等の 組織・財政マネ ジメント	・TFVは執行済みの予算に係る外部監査結果を公表しており、2015年決算については、2016年6月に実施された外部監査の結果、監査報告書が同年8月に加盟国に配布された。また、同監査報告書は同年11月の締約国会議に提出され、ICCウェブサイトでも公表されている。 ・評価結果を踏まえてTFV事務局が策定した予算案が予算財務委員会(財務予算問題の独立した専門家で構成。我が国は常時委員を派遣。)の審議に付され、必要不可欠な予算に絞り込んだ上で、締約国との予算協議によって更に絞り込むプロセスを確立し、健全な財政基盤と透明性のある予算策定プロセスを維持している。 ・TFV事務局は、2014-2017年戦略計画の下、①被害者に対する支援及び賠償事業の実施、②財政基盤の成長と維持可能性の確保、③アドボカシー活動、④効果的な事務局体制づくり、の4つを戦略目標として取り組んでいる。 ・具体的には、TFV理事会では、ICCの特色である被害者賠償制度が適切に運用されるべく、裁判所、TFV事務局及び受益者(すなわち被害者)コミュニティとの間の信頼関係構築に尽力しており、理事長、理事が支援プロジェクト実施地域を定期的に視察し、ドナー国やICC締約国に対して年間を通じて適時に報告を行うほか、TFV事務局が支援地域でアウトリーチ活動を行い、現地の事業実施パートナー機関の能力構築を行うことにより、プロジェクトが適切に実施される体制を構築している。 ・また、TFVの事業が拡大していく中で、任意拠出金の確保と事業拡大に見合った事務局体制の拡充を今後の課題としている。 ・TFVの2015年決算について2016年6月に実施された外部監査では、TFVの財務状況について問題なしとした上で、プロジェクト実施における効果的なモニタリング及び財務管理強化のための勧告が行われた。監査報告書は2016年11月の締約国会議に提出、公表された。勧告への対応状況については、2017年の締約国会議で報告される予定。 ・TFVからの報告と締約国会議における審議を通じてプロジェクトの実施状況につき確認しているほか、拠出の透明性確保(プロジェクトの進捗確認)、現場のニーズ把握等について事務局からの聴取・意見交換等を行っている。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・TFVの活動は、国際刑事法廷で扱われる事件の賠償・被害者支援であり、かかる活動を支援することは、我が国の外交政策の柱である国際社会における法の支配の促進にも寄与するものである。また、TFVが行っている、紛争下の性的暴力被害者の支援は、人権保護と「女性の輝く社会」の実現を進める観点からも重要。 ・こうした観点から日本は2016年に拠出した約4万7千ユーロを性的暴力の被害者保護対策にイヤーマークしている。 ・TFVの活動資金は任意拠出金によって賄われており、主要ドナーである日本が拠出を減額した場合、TFVが日本の拠出金をもとに実施している性的暴力被害者支援の継続が困難になりかねない。 ・TFVの意思決定機関であるTFV理事会では、我が国出身の野口元郎最高検察庁検事が理事長を務めており、同理事長を通じたTFV理事会との意見交換が可能。 ・TFVの活動は、国際刑事法廷で扱われる事件の賠償・被害者支援であり、国際社会における法の支配を推進する観点から我が国の国益にも資するものである。なお、TFVによるプロジェクトの現地の事業実施パートナーは公募で選定される。 ・日本の外交課題におけるTFVの活動の有用性について国内の認知度を高める取組として、野口理事長が行うアウトリーチ活動（講演会、記者会見を通じたICC及びTFVの被害者支援活動の発信）の支援等を行っている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・TFV理事会（全5名）においては、日本出身の野口最高検察庁検事が2012年から理事を務めており、現在2期目。野口理事は、2013年から理事長も務めている。 ・TFVの意思決定機関であるTFV理事会では、我が国出身の理事が理事長を務めている。 ・野口理事長の活動の支援を通じて、TFV理事会における日本理事のポストを維持してきている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: TFV事務局が作成した予算案は、年1回のTFV理事会で承認し、締約国による予算審議を経て、TFV理事長から締約国会議に報告される。 DO: TFVによるプロジェクトの実施。 CHECK: 理事長、理事による現場視察実施。TFV事務局の活動報告を同理事会で審議。 ACT: TFV事務局によるアウトリーチ活動を通じた現地の事業実施/パートナー機関の能力構築等。 ・TFVに対しては、日本の拠出金が適切に使用されているかも含め事業のフォロー及びTFVの財政運営の定期的な点検を、TFV理事との協議及び締約国会議における審議を通じて行っている。
担当課室名	国際法課	